

第6期久喜市介護給付適正化計画

令和6年度～令和8年度

久喜市 福祉部 介護保険課

第6期久喜市介護給付適正化計画

I. 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

高齢化の進行とともに、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年度から始まった介護保険制度は、制度の充実・定着とともに介護給付費が増加し続けていますが、一方では介護サービス事業者の不正、不適切なサービス提供などが懸念されています。

今後、いわゆる団塊世代の全員が75歳となる2025年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、必要な給付を適切に提供するための適正化事業をさらに推進していくことが必要です。

介護給付適正化計画は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すとともに、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的とします。

第6期介護給付適正化計画においては、効果的・効率的に事業を実施するため、主要事業を5事業から3事業に再編し、それぞれ具体的な目標を定め、実施内容の充実を図ってまいります。

2 計画の位置付け

本計画は、介護保険法第117条第2項第3号及び第4号の規定による介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものです。

また、本市の第9期介護保険事業計画と整合性を有するものとなっています。

3 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

Ⅱ. 今期の取り組み方針と目標

1 取り組み方針

介護給付を必要とする受給者を適切に設定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すことにより、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するという考え方を基に、国が掲げる主要3事業である、

- (1) 要介護認定の適正化
- (2) ケアプラン等の点検
- (3) 医療情報との突合・縦覧点検

の実施に取り組みます。

2 目標

(1) 要介護認定の適正化

【第5期の成果と検証】

認定調査員に対する継続的な実務研修を定期的に行うとともに、要介護認定調査の平準化に取り組みました。また、委託調査に対する調査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面点検に重点を置きましたが、不明点や疑問点については問合せを行うなど、適切かつ公平な要介護認定に努めました。

【第6期の実施内容と目標】

第5期の取組を継続し、認定調査票については、全件の点検を実施します。

また、委託調査に対する書面点検及び軽重度変更率の分析を行い、適切かつ公平な要介護認定の確保に努めます。

なお、不備が認められた場合については、その都度認定調査員に確認し、必要に応じて認定調査票を修正するなど、更なる要介護認定事務の適正化を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査票の点検件数	全件	全件	全件

(2) ケアプラン等の点検

① ケアプランの点検

【第5期の成果と検証】

ケアプラン点検の対象について、「訪問介護の回数が著しく多い」、「サービス利用が福祉用具のみ」、「認定調査状況と利用サービスが不一致である」ケースを中心に選定し、サービスの適正利用と給付費の削減に向け、自立支援に資するケアプランの作成支援と助言を行いました。

【第6期の実施内容と目標】

第5期の取組を継続するとともに、利用者の重度化防止や自立支援に資する適切なケアプランが作成されているか、ケアプランの確認・点検を実施していくことで、全体の意識改革を目指します。

また、疑義が生じた場合については、担当ケアマネジャーに確認の上、助言などを行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランの点検件数	30件	30件	30件

② 住宅改修の点検

【第5期の成果と検証】

申請書類による書面審査において、着工前に受給者の身体状況や住宅状況などの点検・確認を行い、不明な点や疑義のある記載については、その都度、担当介護支援専門員や施工業者などへの照会を行い、給付の適正化を図りました。

また、書類上での疑義が生じた住宅改修については、現地確認を行いました。

【第6期の実施内容と目標】

第5期の取組を継続し、事前審査及び住宅改修費支給申請による提出書類については、全件の点検を実施します。また、現地確認を、主として疑義が生じた案件や高額な案件等について行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事前審査及び住宅改修費支給申請による提出書類の点検	全件	全件	全件
住宅改修の現地調査	4件/年	5件/年	6件/年

③ 福祉用具購入・貸与の点検

【第5期の成果と検証】

申請書類により購入品や貸与費、使用実態などの確認・審査を行い、不明瞭な点については、担当介護支援専門員や事業者に照会しました。認定調査時等の聞き取りにより、購入又は貸与された福祉用具が適切に使用されているか使用実態を確認し、適切な支給を確認することができました。

また、軽度者の福祉用具貸与については、ケアプラン点検及び主治医意見書等の確認を行い、利用の必要性について確認しました。

【第6期の実施内容と目標】

第5期の取組を継続し、申請書類の確認・審査を引き続き実施し、不明瞭な点があれば照会します。また、軽度者の福祉用具貸与については、ケアプラン点検及び主治医意見書等の確認を行うとともに、同一種目の購入時には、再度購入する理由を明確化し、必要性や利用状況を確認します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
軽度者における福祉用具貸与届出書添付のケアプランチェック	100%	100%	100%

(3) 医療情報との突合・縦覧点検

【第5期の成果と検証】

事業所への照会、確認、過誤申立書の作成及び過誤処理という一連の業務を、埼玉県国民健康保険団体連合会に委託し、医療情報との突合、縦覧点検を実施し、請求内容の誤り等があった際は、過誤修正などを促し、サービスの適正化に努めました。

【第6期の実施内容と目標】

第5期の取組を継続し、引き続き埼玉県国民健康保険団体連合会に委託し、事業を実施します。

全件の医療情報との突合・縦覧点検を実施しますが、特に費用対効果が期待される帳票に重点を置き、請求内容の誤り等を発見した際は、適切な処理を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療情報との突合・縦覧点検	12回/年	12回/年	12回/年

Ⅲ. 実績の報告

本計画における実績は、事業年度終了時点でホームページで公表し、市民への周知に努めます。